

津別町農業委員会委員募集要項

農業委員会は、市町村に設置される行政委員会です。平成 27 年の法律改正により農業委員選挙が廃止され、現在は町長による任命制になりました。

地域の農業者や農業団体等からの推薦を受けた方、及び一般応募された方の中から、議会の同意を得て任命します。

現委員が来年 4 月 14 日を以て任期満了することに伴い、新委員の推薦・募集を受け付けることといたします。

要件は、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる方です。推薦・応募される方は、下記(右記)の要領に基づき、必要書類を提出ください。

1 委員の業務

「農業委員会等に関する法律」に基づき、主に農地の確保と有効利用、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進、農業経営の合理化に向けた地域の世話役活動、農地利用最適化を進めるための関係行政機関等への意見の提出、農業者年金制度の普及促進等を進めます。委員の身分は、特別職の地方公務員(非常勤)です。

2 推薦及び応募

- (1) 地区及び町内全域からの推薦 農業者等 3 人以上の連名により、所定の様式に記入の上、代表者が提出ください。
- (2) 法人・団体からの推薦 所定の様式に記入の上、代表者が提出ください。
- (3) 応募 所定の様式に記入の上、提出ください。
(各様式の種類は「5 提出書類」を参照。)

3 委員の定数 11人

4 推薦・応募の有資格者

- (1) 津別町に住所を有すること(原則)。
- (2) 津別町教育委員、固定資産評価審査委員ではないこと。
- (3) 津別町職員ではないこと。
- (4) 暴力団員・暴力団関係事業者ではないこと(津別町暴力団排除条例第 2 条第 2 号、同条第 3 号の規定に基づく)。

※次のいずれかに該当する場合は、委員になることはできません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない。
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受

けることがなくなるまで。

5 提出書類

(1) 推薦の場合

別紙様式第1号「津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(個人用)」

(同第3号「津別町農業委員会委員候補者推薦承諾書」、同第4号「代表者証明書」、及び候補者の住民票の抄本も添付すること)。

別紙様式第2号「津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(法人・団体用)」

(同第3号「津別町農業委員会委員候補者推薦承諾書」、候補者の住民票の抄本も添付すること)。

(2) 応募の場合

別紙様式第5号「津別町農業委員会委員候補者応募届出書」(候補者の住民票の抄本も添付すること)。

推薦・応募様式は、町ホームページからダウンロードできます。

町農政係(役場庁舎2階16番窓口)でも備え付けております。

6 受け付け期間 令和4年11月1日(火)から12月2日(金)まで。

※期間内に定数に満たなかった場合は、延長します。

7 委員の選任方法

①推薦・募集に応じた候補者(以下、候補者)について、「津別町農業委員会委員候補者評価委員会」が審査し、町長に意見を報告する。

②町長は、候補者の中から任命予定の者を決定する。

③議会の同意を得て、町長が新委員を任命する。

8 任期 令和5年4月15日から令和8年4月14日まで(3年間)